

愛知学泉大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

愛知学泉大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の目的は、創立者の想いを反映し社会情勢等に鑑みた内容になっており、学則において具体的に明示している。法人の使命・目的を達成するために開発された、独自の学修モデルである自学・共学システム「学びの泉」は、社会の変化に対応させて具体的に求められる能力を明確に示し、学修成果におけるアセスメントとなるほか、在学生が建学の精神の理解を深めることのできるシステムであることは評価できる。また、目的等は学則、ホームページ等に明示し、学生及び学内外への周知を図っている。「第三期経営改善計画」においても教育に関する目標を定め、教育目標達成を目的とした中期的な計画を策定している。三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は教育目的を反映して定めており、目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

〈優れた点〉

○法人の使命・目的を達成するために開発された、独自の学修モデルである自学・共学システム「学びの泉」は、創立者の想いを社会の変化に対応させて具体的に求められる能力を明確に示し、学修成果におけるアセスメントとなるほか、学生は「学泉ノート」における自己チェックや「学びの泉グランプリ」における発表の場などを通して建学の精神の理解を深めることのできるシステムであることは評価できる。

「基準2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは教育目標を踏まえて策定し、入学者選抜はポリシーに沿って多様な選抜方法を用いて公正かつ適正に実施している。家政学部こどもの生活学科においては収容定員充足状況に課題があるが、カリキュラム変更や入試方法の見直しを進めている。学修支援は、大学全体で組織的に取り組んでおり、合理的配慮を必要とする学生支援、オフィスアワー制度、SA(Student Assistant)制度について周知し、助手による授業補助等により学修支援の充実を図っている。キャリア支援も教育課程内外において多様な支援を行っており「社会人基礎力外部評価面談」を取入れるなど充実している。学生生活における相談窓口についても保健室・学生相談室には専門職員を配置し支援している。教育目的達成のための校地、校舎、体育館等の付属施設などの施設・設備を適切に整備し、学生からの意見・要望は多種多様なアンケート結果をもとに改善に取り組んでいる。

「基準 3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは学則に定める基本方針に基づいて大学、学部及び学科ごとに策定している。学生便覧やホームページにおいてディプロマ・ポリシー、各科目のディプロマ・ポリシーとの関係や評価方法及び評価基準を掲載し、オリエンテーション等で学生に周知している。単位認定基準や卒業認定基準は学則に定め厳正に運用している。カリキュラム・ポリシーは学科ごとに策定し、各科目の教育内容と「発揮する社会人基礎力」を具体的に示したシラバスを整え、体系的な教育課程を編成し実行している。「社会的に自立して生きていく」ための力を養成する教養教育、多くの科目で実施される双方向授業、教育目標の達成を目指したテキスト「学泉ノート」を運用した授業等、工夫した教育を行っている。それぞれのポリシーにおけるアセスメントは学修成果、資格取得状況、就職状況、「学生による授業評価アンケート」をはじめとする複数の調査を実施しており、教員は結果に基づいて授業改善計画書を作成し、教授法や学修指導法の改善に取り組んでいる。

「基準 4. 教員・職員」について

学長の権限と責任は「学校法人安城学園管理規程」に定め、学長がリーダーシップを発揮するための補佐として副学長を置いている。また、教授会をはじめとする教学に関する会議体及び「管理運営者会議」「運営委員会」等を教学マネジメントのための会議体として整備し各会議体の権限と責任を明確にしている。教育マネジメントの機能性について、教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項については、規定に定めた内容が適正に運用されていない点は改善が必要である。大学設置基準で定める教員数及び資格養成課程に係る法令等の教員基準数を満たす専任教員を確保し適切に配置している。全学的にFD(Faculty Development)活動を実施しており、職員の資質・能力向上のためのSD研修会を、教員・職員が合同で研修を受ける体制で開催している。研究環境の整備、研究活動における資源配分、外部資金獲得のための支援活動も概ね適切に行っている。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為をはじめとする規則に基づいて法人運営が行われており、理事会及び評議員会は年間において適切な開催日数となっている。常任理事によって構成される常任理事会を置き、理事会から委任された事項の決議を月1回行うことにより、法人の使命・目的の達成に向けて遅滞なく意思決定ができる体制を整えている。中期的な計画である「第三期経営改善計画」において教育目標及び財務の目標値を設定し、目標に基づいて毎年度の事業計画を点検・評価することで課題や改善点を次年度に反映させている。

監事は計画に基づき監査を行っており、必要に応じて学内の主要な会議体に参加し、法人と大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を促進している。また、業務遂行に関して相互にチェックを行いガバナンスの維持に努めている。

「基準 6. 内部質保証」について

また、評議員は、寄附行為にのっとり適正に選出しており、評議員会への出席状況は良好であり適切に機能している。サイクルの運用プロセスを構築している。学長を委員長とする「内部質保証委員会」において大学の自己点検・評価の実施、検証、改善に関する事業

等に取り組んでいる。また令和 4(2022)年度より「外部評価委員会」による外部評価を実施している。事業計画に基づき、各分掌において活動結果について点検・評価を行い、評価結果をもとに全学的な観点から大学の自己点検・評価報告書を作成している。「大学運営委員会」は事業計画及び自己点検計画を組織的に執行する上でマネジメントすることを目的として毎月開催しており、各分掌からの報告内容により進捗管理を行い、期中には中間報告、年度末には年間の活動を自己点検評価報告書としてまとめ「内部質保証委員会」及び「大学運営委員会」において課題や問題点を共有し「総括会議」において全教職員に報告している。

総じて、建学の精神を基軸とした使命・目的を踏まえた三つのポリシーに基づいて運営されている。教学組織は学長のリーダーシップのもとに、社会環境の変化に対応した特色のある教育課程において、学生は高い満足度をもって学んでいる。法人は安定した法人運営を目的とした中期的な計画に基づいて継続した努力を行っている。また、質保証のための自己点検・評価は、学修成果や各種アンケートにより改善に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.自学・共学システム「学びの泉」の開発」「基準 B.地域貢献活動アウトリーチ」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の目的は、創立者の想いを反映し社会情勢等に鑑みた内容になっており、学則において具体的に明示している。

使命・目的を達成するため、独自の学修モデルに基づいて、自ら学ぶ能力・共に学ぶ能力を育成対象とした自学・共学システム「学びの泉」の開発に取り組んでおり、社会の変化への対応として学部の教育目標に「基礎学力」と「社会人基礎力」を取入れている。

教育目標は大学の個性・特色を反映した内容となっており、自己チェックリストや用語集を作成して分かりやすく簡潔に文章化し、創立者の想いや学修モデルの理解が深まるよう工夫している。

〈優れた点〉

○法人の使命・目的を達成するために開発された、独自の学修モデルである自学・共学システム「学びの泉」は、創立者の想いを社会の変化に対応させて具体的に求められる能力を明確に示し、学修成果におけるアセスメントとなるほか、学生は「学泉ノート」における自己チェックや「学びの泉グランプリ」における発表の場などを通して建学の精神の理解を深めることのできるシステムであることは評価できる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的等の策定においては「大学・短期大学管理運営者会議」において原案を作成し、「運営委員会」に諮問、教授会の議を経て、理事会で審議・決定しており、役員、教職員が参画して策定することにより理解と支持を得ている。

また、目的等は学則、ホームページ、大学パンフレット、履修要項等に明示し、学生及び学内外への周知を図っている。「第三期経営改善計画」においても教育に関する目標を定め、教育目標達成を目的とした中期的な計画を策定している。三つのポリシーは教育目的を反映して定めており、目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーは、入試ガイド・ホームページ等に掲載し、周知している。入学試験は、各学科のアドミッション・ポリシーに沿って多様な選抜方法を用いて、公正かつ適正に運用している。入試終了後には、各選抜方法の妥当性を検証し、改善に努めている。一部学科の収容定員充足状況に課題があるが、カリキュラム変更を進め、大学全体として募集方法・入試方法の見直しや改善策を講じ、収容定員を充足するよう努めている。

〈改善を要する点〉

○こどもの生活学科は収容定員充足率が0.7倍未満になっているため、改善が必要である。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「愛知学泉大学家政学部 三つのポリシーに基づくアセスメント」を策定し、教職協働による大学全体で組織的に学生への学修支援を行っている。合理的配慮ガイドラインや障がい学生支援の支援ガイドラインを作成し、学内に周知している。オフィスアワー制度の全学的な実施や SA 制度の利用、助手による授業補助をすることで学修支援の充実を図っている。リメディアル教育や不安を抱える学生への組織的な対応によって途中退学・休学及び留年への対策を行っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、各学科・就職委員会・就職課間で連携し、教育課程内外で1年次から4年次まで組織的に各学年に沿った内容でキャリア支援を行っている。教育課程外での就職支援では、キャリアカウンセラー・就職課員による相談、外部評価委員による「社会人基礎力外部評価面談」や各種ガイダンス・説明会をしている。教育課程内では、各学科の専門性に

応じたインターンシップや資格・免許の取得のキャリア支援を実施している。また在学生及び卒業生に対し「卒業時アンケート」「卒業生アンケート」等を行い、就職支援に対する見直しと改善を行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学生委員や助手と連携しながら指導教員を中心に学生生活の相談・助言・指導を行っている。必要に応じ面談や聞き取りを行い、支援の必要な学生の情報を学部全体で共有している。学生便覧には、学生生活の支援内容を記載し、周知している。課外活動・学生会には顧問、保健室・学生相談室には専門職員を配置し、学生指導を行っている。ハラスメント防止のために手引の配付や相談窓口の周知に努めている。大学は、入学時に大学独自の経済的支援制度を設け、日本学生支援機構の奨学金や高等教育の修学支援、民間の財団や自治体などが募集する奨学生情報も学生に発信している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教育目的の達成のための校地、校舎、体育館等の附属施設などの施設・設備を適切に整備し、有効に活用している。総務課、法人事務局は、施設・設備の運用を計画的に行っている。実験・実習室は、適切に配置・整備されている。図書館は、各学科に必要な蔵書を整え、授業での利用や個人の自習に利用できる環境を整えている。学生が使用可能なコンピュータの設置や個人の情報端末と接続できる無線 LAN 環境を整備し、学修や研究への利用を可能にしている。バリアフリー対策として、すべての建物に車いすで入館ができ、障がい者用のトイレも設置している。教育効果を十分上げられるような学生数のクラス体制を編成し、授業を開講することで適正な人数で授業を実施している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生からの学修支援に関する意見・要望を把握するために学期ごとに「授業評価アンケート」を行い、集計結果から教科担当教員は授業改善計画書、学科長は講評を作成し、公開している。学生生活に関する意見・要望は、「学生生活調査」「卒業時の学生生活に関する調査」や意見箱を用いてくみ取り、改善につなげている。大学の対応は、掲示板で開示している。学生の経済的支援、健康相談や合理的配慮は、指導教員との面談や相談をもとに、委員会で検討、学部全体で共有し、関係部署が連携して対応している。学修環境に関する意見や要望は、「学生生活調査」や意見箱を用いて把握し、対応や改善を促している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学則に定められた三つのポリシーの策定の基本方針に基づき、大学、学部及び学科ごとに教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページでも公表している。学生便覧やシラバスには、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準等の詳細を掲載するとともに、オリエンテーション等で学生に周知している。学則においても単位認定基準や卒業認定基準を定めて周知し、厳正に適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学科ごとにディプロマ・ポリシーと一貫性を持ったカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ、学生便覧を通して周知している。各科目の教育内容と「発揮する社会人基礎力」を具体的に示したシラバスを整え、体系的な教育課程を編成し実行している。「社会的に自立して生きていく」ための力を養成する教養教育、多くの科目で実施される双方向授業、教育目標の達成を目指したテキスト「学泉ノート」を運用した授業など、工夫をした教育を行っている。教員の教育力の維持・向上と教育の質保証のため、研修会などを実施している。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、三つのポリシーに基づく「アセスメント・ポリシー」を策定し、FD 委員会で検証している。状況を把握するため、学修成果、資格取得状況、就職状況、「学生による授業評価アンケート」をはじめとする複数の調査を実施している。FD 委員会は、「学生による授業評価アンケート」の分析結果から改善点等を検討し、教員と情報を共有している。教員は授業改善計画書を作成し、教授法や学修指導法の改善を行っている。卒業生の就職先企業に対しても調査を行い、調査結果から「社会人基礎力」を確認している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の権限と責任は、「学校法人安城学園管理規程」に定められており、学長がリーダーシップを発揮するための補佐として、2人の副学長を置いている。また、「管理運営者会議」「運営委員会」「教授会」「学部会議」「学科会議」「各種委員会」「大学・短期大学連絡会議」を教学マネジメントのための会議体として整備し、各会議体の権限と責任を明確にした上で、大学の使命・責任に沿って、PDCA サイクルを活用した体制を構築している。

教授会は審議事項について一部問題があるが、「愛知学泉大学教授会規程」により組織上の位置付け及び役割を明確にされている。

大学運営に必要な事務組織を構築し、事務職員を適切に配置するとともに各種委員会の構成員に加えることで、教職協働体制で教学マネジメントの機能性の確保に努めている。

〈改善を要する点〉

○「愛知学泉大学の学長が定める教授会の意見を聴くことが必要な学校教育法上の教育研究に関する事項に関する規程」に定められている「教員の教育研究業績の審査に関する事項」について、教授会に意見を聴いていない点は改善が必要である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学設置基準で定める教員数及び資格養成課程に係る法令等の教員基準数を満たす専任教員を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任の方針については、「大学教育職員資格審査委員会規程」「愛知学泉大学の教育職員の資格基準に関する細則」「愛知学泉大学教育研究業績評価委員会規程」を定め、適切に運用している。

全学的・組織的に FD 活動を計画し、教員間で教授法を共有するための公開授業、学生による授業評価結果を受けた授業改善計画書の作成を効果的に実施している。これらの FD 活動を通して、教育内容を振り返り、ティーチング・ポートフォリオを作成・更新することで教育の質の向上につなげている。また、授業評価アンケートの結果及び学科長講話をホームページ上で公開している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のため、「安城学園報告討論会」「ハラスメント研修会」等の SD 研修会を、教員・職員が合同で研修を受ける体制で開催している。

「安城学園報告討論会」では、法人全体の現状と将来展望について確認し、各設置校の教育実践の報告と意見交換を行っている。また、「ハラスメント研修会」については、自己点検・評価報告会として位置付けられている「総括会議」において問題点を整理し、次年度に向けての改善・改革方法を検討している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

各設置校の要望や将来構想等を検討し、法人全体の「施設・設備の整備計画」(中期)を作成し、研究環境を整備している。また、教員からの要望を踏まえて、教員に対して学生が使用するノートパソコンと同機種のを付与し、学内各所で研究面での機動力も高めている。

研究倫理については、学内規則を概ね整備し、不正防止対策のための責任体系を明確化して運用している。

研究活動への資源配分については、教員に対して「研究費執行等について」「学内版 GP 公募要領」で研究費の配分金額を明示している。

外部資金獲得のため、科学研究費助成事業への申請を促すよう周知を図り、研究支援活動を実施している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人安城学園寄附行為」「学校法人安城学園勤務規程」「学校法人安城学園管理規程」等の組織倫理に関する規則に基づき、適切な法人運営が行われている。情報の公表について、法令等の指定事項のほかにも令和 4(2022)年度から「学校法人安城学園ガバナンス・コード」の点検結果をホームページ上で公表している。

使命・目的を実現するために「第三期経営改善計画」に基づき毎年度「事業計画」を作成し、年度末に事業報告書としてまとめ、課題や改善点を次年度に反映させている。

「学校法人安城学園危機管理規程」「学校法人安城学園ハラスメント防止規程」「学校法人安城学園安全衛生管理規程」「学校法人安城学園ストレスチェック制度実施規程」を定め、危機管理体制を整備するとともに人権・安全について配慮しており、環境保全の取組みとして、エネルギー管理の適切化に努めている。

5-2. 理事会の機能

- 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

事業計画の執行など理事会の運営は適切に行われている。常任理事によって構成される常任理事会を置き、理事会から委任された事項の決議を毎月行うことにより、法人の使命・目的の達成に向けて遅滞なく意思決定ができる体制を整えている。私学を取巻く現状や大学の現状及び課題を共有し、理解を深めるために、常任理事による理事懇談会を毎月 1 回開催して意見交換を行っており、懇談会の話題は理事会においても共有されている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会の方針に基づき、法人と大学の運営についての意思決定をスムーズに行うため、「大学・短期大学管理運営者会議」を毎月開催している。会議は理事長、大学学長、大学副学長、短期大学学長、短期大学副学長、大学学部長、事務局長で構成され、法人と大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行うとともに、業務遂行に関して相互にチェックし、ガバナンスの維持に努めている。教職員の提案や意見、要望などについても「大学・短期大学管理運営者会議」において協議されている。

監事は、寄附行為に基づき適正に選任され、理事会及び評議員会に出席し、法人業務、財務状況、理事の業務執行状況について意見を述べている。評議員の選任は寄附行為に基づき適切に行われ、評議員会への出席状況は概ね良好であり、諮問機関としての機能を果たしている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

中長期的な計画である第三期経営改善計画を策定し、当該財務計画に基づく財務運営を行っている。

令和 4(2022)年度以降、法人全体の経常収支差額が収入超過に転じ、収入と支出のバランスを保っている。法人全体として安定した財務基盤の確立に向けて取組んでおり、事業活動収支計算書関係比率、貸借対照表関係比率も改善傾向である。

使命・目的及び教育目的の達成のため、科学研究費助成事業等の競争的研究費をはじめ、「受託事業」などによる、外部資金の導入により安定した財務基盤の確立に向けて努力している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準を遵守し、「学校法人安城学園経理規程」「学校法人安城学園予算編成規程」「学校法人安城学園予算執行規程」「学校法人安城学園固定資産管理規程」等、会計

処理に関連する定めに基づき適正に実施している。

監査法人による会計監査は監査計画に基づき厳正に行われている。また、監査法人と監事は、毎年度決算確定時期に理事者を含めて、内部統制の状況について情報共有及び意見交換を実施している。

「学校法人安城学園予算編成規程」第16条に基づき、毎年度、補正予算を実施している。特に、年度末の補正予算では、各勘定科目において予算額と決算額にかい離が生じないよう補正予算を編成している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

学則において自己点検・自己評価活動を恒常的・組織的に行うことを定め「愛知学泉大学内部質保証の方針」を策定して内部質保証のための基本的な考え方、組織及び体制を構築し、自己点検・評価における運用プロセスを整備している。

学長を委員長とする「内部質保証委員会」において大学・学部の自己点検・評価の実施に関する事業、検証に関する事業、大学・学部等の改善に関する事業、三つのポリシーを起点とした自己点検・評価に関する事業等に取り組んでいる。また令和 4(2022)年度より「外部評価委員会」による外部評価を実施している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

事業計画に基づき、各分掌において活動結果について点検・評価を行い、自己点検・評価結果を「内部質保証委員会」へ提出、評価結果をもとに全学的な観点から大学の自己点検・評価報告書を作成している。また、中間報告や年度末に行う「総括会議」をとおして教職員が経過及び結果を共有することができる体制となっている。

「外部評価委員会」は大学の自己点検・評価報告書について検証・助言し「内部質保証委員会」から理事会に報告し、理事会は大学の自己点検・評価報告書の確認をとおして助言や改善指示を行っている。IR室は教育・研究の自己点検・評価に必要なデータの収集・分析を行い、自己点検・評価活動に活用し、情報公開も行っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価活動は、前年度結果に基づいた事業計画を作成し、各分掌において当年度の自己点検計画を立て「内部質保証委員会」が承認した内容について実行している。

「大学運営委員会」は事業計画及び自己点検計画を組織的に執行する上で必要な事項をマネジメントすることを目的として毎月開催しており、各分掌からの報告内容により進捗を管理し中間報告を行う等により PDCA サイクルを構築している。

年度末には年間の活動を自己点検・評価報告書としてまとめ、「大学運営委員会」において課題や問題点を共有し「総括会議」において全教職員に報告している。「内部質保証委員会」は自己点検・評価報告書により、理事会の助言及び改善指示に基づいて次年度における改善点等を指示している。

〈参考意見〉

○教学マネジメントの機能性において、教授会への意見聴取について改善事項があるため、内部質保証の機能が更に発揮できる体制を整えることが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 自学・共学システム「学びの泉」の開発

A-1. 建学の精神・社会人基礎力・pisa 型学力を統合して地域で活躍できる人材を育成

A-1-① 建学の精神・社会人基礎力・pisa 型学力を統合して地域で活躍できる人材を育成

【概評】

教育目標を実現するため、pisa 型学力、四大精神、社会人基礎力の育成と教育の質の向上を目的とした「自学・共学システム学びの泉『智性・徳性・身体・感性・行動』の 5 つをバランスよく鍛える 学泉ノート」(以下「学泉ノート」)を作成し、学生に配付し活用している。学泉ノートには、「pisa 型学力(智性)」「四大精神(徳性)」「社会人基礎力(行動)」

の説明、行動目標及び各項目のセルフチェックと「学校法人安城学園用語集」を掲載し、掲載内容を毎年改訂している。

学修活動においては「社会人基礎力」を成績評価に組入れ、就職活動においては外部評価員による面談や「社会人基礎力の発揮の仕方」等の指導を行っている。学生生活においても、『学びの泉』グランプリ—無限の可能性への挑戦—を開催し学生たちによる発表の機会を作っている等、pisa 型学力、四大精神、社会人基礎力の育成を全学的に推進している。

基準B. 地域貢献活動アウトリーチ

B-1. ボランティア活動を通じた地域貢献と四大精神（真心・努力・奉仕・感謝）の涵養

B-1-① ボランティア活動を通じた地域貢献と四大精神（真心・努力・奉仕・感謝）の涵養

【概評】

教育目標としている「四大精神・社会人基礎力・pisa 型学力」を育成するための教育方法として、「未来へつなぐアウトリーチスタートアップ」及び「未来へつなぐアウトリーチ I」を 1 年次の必修授業とし、これらの履修を通して、ボランティア活動、地域貢献の重要性を理解する場が学生に与えられるとともに、四大精神である「真心・努力・奉仕・感謝」の実践的な理解につながっている。

大学の個性・特色を反映した取組みであることを踏まえると、現在、検討を要するものとして掲げられている課題について抜本的な見直しを行い、今後も継続していくことが望まれる。

